

五木村過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)



令和8年3月

熊本県五木村

目次

■ 1 基本的な事項

(1) 五木村の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	7
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計画期間	8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	8

■ 2 移住定住、地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点	9
(2) その対策	9
(3) 事業計画	10
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	10

■ 3 産業の振興

(1) 現状と問題点	11
(2) その対策	12
(3) 事業計画	13
(4) 産業振興促進事項	14
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	14

■ 4 情報化の推進

(1) 現状と問題点	15
(2) その対策	15
(3) 事業計画	15
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	16

■ 5 交通施設の整備及び交通手段の確保等

(1) 現状と問題点	17
(2) その対策	17
(3) 事業計画	18
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	19

■ 6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点	20
(2) その対策	20
(3) 事業計画	21
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	21

■ 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 事業計画	23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	23

■ 8 医療の確保

- (1) 現状と問題点……………24
- (2) その対策……………24
- (3) 事業計画……………24
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合……………24

■ 9 教育の振興

- (1) 現状と問題点……………25
- (2) その対策……………25
- (3) 事業計画……………26
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合……………26

■ 10 集落の整備等

- (1) 現状と問題点……………27
- (2) その対策……………27
- (3) 事業計画……………27
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合……………27

■ 11 地域文化の振興等

- (1) 現状と問題点……………28
- (2) その対策……………28
- (3) 公共施設等総合管理計画等との整合……………28

■ 12 再生可能エネルギーの利用の推進

- (1) 現状と問題点……………29
- (2) その対策……………29
- (3) 事業計画……………29
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合……………29

■ 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- (1) 現状と問題点……………30
- (2) その対策……………30
- (3) 事業計画……………30
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合……………31

1 基本的な事項

(1) 五木村の概況

ア 自然的条件

本村は、熊本県の南部を占める人吉球磨地域の北部に位置し、北及び西は八代市、南は球磨郡多良木町、同郡相良村及び同郡山江村、東は球磨郡水上村にそれぞれ接しており、九州山地の脊梁地帯にあることから、水上村との村境にある高塚山（1,508m）をはじめとして、標高 1,000m から 1,500m の高峰が 4 1 も存在する典型的な山村である。

村の総面積は、東西 20.7km、南北 17.5km に至る、252.92 km² で、村のほぼ中央部を南北に一級河川球磨川水系川辺川（以下「川辺川」という。）が貫流している。

気象は山村であるため一般的に冷涼であるが、寒暖の差が激しい気候となっている。また、年間平均降水量も 2,500 mm から 3,000 mm と多く、6 月から 7 月の梅雨の時期に集中している。

地質的には西南日本外帯に位置し、川辺川と一級河川球磨川水系五木小川の合流点である頭地地区を通る大坂間構造線によって北側の秩父帯と南側の四万十帯に大別できる。北部を占める秩父帯は石灰岩の古生層地帯で、南部の四万十帯（中世層）と比較して地層の変形や岩石の変質が多い。土壌はほとんど BD 型褐色森林土で森林の育成に適している。こうした地質から、奇岩怪石の渓谷や大小の滝、石灰岩の絶壁、鍾乳洞、洞くつなどが村の景観にアクセントを与えている。

イ 歴史的条件

本村の歴史は古く、1 万 5 千年以前から人の生活が営まれていたことは、埋蔵文化財調査から推測される。

五木村の名が最初に史料に見えるのは「平河文書」で、建久 2 年（西暦 1192 年）5 月 30 日付けの良峰師高所領譲状案に「求麻郡永吉荘五木村」と表され、明治 2 年 6 月の版籍奉還により人吉藩となるまで相良氏の所領となっていたものと推測されるが、明治 4 年 7 月廃藩置県により人吉県に属するものの、同年 11 月人吉県は八代県に合併され八代県となった。明治 5 年 4 月には八代県管轄第 193 区五木村と呼称されたが、明治 6 年 1 月に白川県となり、本村は第 47 大区小 5 区五木村と呼ばれ、小 6 区の川辺及び四浦とともに四浦組に属した。明治 17 年 7 月戸長役場区域町村が定められ、本村は四浦村と同一地域となる。

明治 22 年の市制・町村制施行により、本村は四浦村と組合役場をつくり、役場は四浦村田代に置いた。明治 28 年 10 月には市町村合併促進法が施行されて全国的に合併が行われた。明治 29 年 4 月に組合役場を分離し、五木村役場を頭地地区に置いた。本村においては、昭和 28 年に電源開発株式会社による水力発電用ダム建設計画が発表されたが、本村をあげて反対したことと社会情勢の変化から計画は中止となった。

その後、昭和 38 年から 3 年連続して発生した豪雨災害により、本村のみならず、一級河川球磨川水系球磨川（以下「球磨川」という。）流域の人吉市や八代市等も被災したことを契機に、昭和 41 年に建設省（現国土交通省）から洪水調節を主目的とした川辺川ダム建設計画が発表された。この計画は、本村の人口の約半分が居住する地域で役場等の主要な機能が集中する中心地も水没するものであった。計画発表以来、本村の存亡をかけた対策がとられてきたが、長引くダム問題に起因する水没予定地域の村民の精神的疲労、高齢化に伴う生活再建への不安、本村の将来やダム建設の目的等から、平成 8 年 10 月に大局的な見地に立って“ダム建設やむなし”と苦渋の決断をし、ダム本体着工に対し同意を行った。以降、本村はダム建設を前提とした村づくりに取り組んできた。

しかし、平成 20 年 8 月、球磨川流域の一部首長がダム反対を表明し、続いて、同年 9 月、熊本県知事もダムの白紙撤回を表明した。更に、翌年 9 月に、国土交通大臣もダム建設の中止を明言した。こうした一連の表明により、ダム本体着工同意以降進めてきたダム建設を前提とした村づくりは、混沌とした状況となった。

このような状況の中、喫緊の課題である本村の振興については、県と共同で策定した「ふるさと五木村づくり計画」に基づくソフト施策、平成 23 年 6 月の国、県、村の三者合意に基づく基盤整備に取り組んできた。

ところが、令和 2 年 7 月豪雨により球磨川流域を中心に甚大な被害が発生したことを受けて、同年 11 月 19 日、熊本県知事が「新たな流水型ダム」を国に求めることを表明したことにより、本村においては「ダムによらない村づくり」から、再び「ダムを前提とした村づくり」に大きく方針転換をせまられ、紆余曲折の末、流水型ダムに舵をきることになった。

現在は、令和 5 年 5 月に国、県、村の三者合意に基づく「“ひかり輝く”新たな五木村振興計画」により五木村の振興を実施している。

ウ 社会的・経済的条件

本村は広大な面積を有しているものの、94%が山林であり、田畑は河川に沿ってわずかに開かれた平坦地に点在しているに過ぎず、山林以外の土地利用は開発の余地が極めて限られており、農業経営等の基盤となる土壌には恵まれていない。

また、本村の交通環境は、南北に国道 445 号が縦断し、南は人吉市へ北は八代市泉町、下益城郡美里町を経て熊本市へと繋がっており、頭地地区から西へ延びる主要地方道宮原五木線は八代郡氷川町で国道 3 号と接続している。このように本村には国道 1 路線、県道 1 路線を基幹として、その他県道 3 路線や村道、林道が各集落を結んでおり、住民の生活道路及び農林産物の輸送等に大きな役割を果たしている。

そのうち、国道 445 号については、九折瀬～神屋敷間の道路整備が進められており、今後観光や産業振興の面からも期待されている。

一方、主要地方道宮原五木線については、大通峠区間の整備により、熊本方面からの大型車両の通行が可能となったが、八代市東陽町においては狭隘箇所や連続したカーブ等、未整備の区間が残っており、通行の支障となっている。また、平成 24 年度には、主要地方道宮原五木線（高野地区）と国道 445 号（頭地地区）を結ぶ頭地大橋が完成し、本村の振興はもとより、県南地域の経済流通の拡大等に寄与している。

公共交通機関の状況は、路線バスは本村の中心部である頭地地区と人吉市を結ぶ産交バスの路線が唯一の運行路線である。しかし、1 日の本数も少なく、頭地地区までしか運行していないことから、特に高齢者層を中心とした自家用車を所有していない村民にとっては、不便な状況である。

このため、本村では、平成 20 年度からスクールバスを活用したコミュニティバス（平成 27 年度から村直営のコミュニティバスへ移行）を運行し、令和元年度にはそれまで路線バスが運行していた頭地地区から宮園地区への産交バスの路線廃止を受け、産交バスと乗換可能な時間帯にリレーバスを運行し、宮園・平沢津地区へ運行する等、村民生活の足の確保に努めている。

また、タクシー事業者については、本村に唯一あったタクシー事業者が廃業したことにより、村民の交通手段を継続的に確保する必要が生じたことから、村外のタクシー事業者に対し、本村に駐在するための費用について補助を行っている。

情報通信の分野では、平成 22 年度に、本村全域を光ファイバーによる高速大容量通信網で結び、遅れていたブロードバンドや地上デジタル放送への移行を推進した。

また、携帯電話の通話エリア拡大による情報通信基盤の地域格差の解消を図り、若者の定住促進や防災情報の提供など安心して住み続けられる環境の整備に努めている。

広域的な行政ニーズについては、人吉球磨圏域で昭和 44 年に広域指定を受けた現在の人吉球磨広域行政組合（10 市町村で構成）でし尿処理、ごみ処理、火葬等の事務を共同事務処理しており、他に常備消防の人吉下球磨消防組合（6 市町村で構成）の二つの一部事務組合に参加している。

エ 過疎の状況

本村の人口は、昭和 15 年の 6,177 人をピークに、昭和 35 年は 6,161 人とこの間はほとんど変動がないが、昭和 40 年には 4,981 人と 5,000 人を割り込み、以降、年々減少してきた結果、令和 2 年は 931 人と激減してきた

(国勢調査データ)。昭和 35 年から昭和 40 年までの人口減少の主な要因は、当時の主産業であった製炭業がエネルギー革命によって、壊滅的に衰退し、加えて昭和 38 年から 3 年連続して発生した豪雨災害により、宅地や耕作地を失うなど生活基盤が崩壊して、離村者が相次いだことによる。その後も日本経済の高度成長に伴い、若年層の都市部への流出が続いた。さらに人口減少に拍車をかけたのが、昭和 41 年に発表された川辺川ダム建設計画である。計画の発表以来、幾多の紆余曲折を経てきたが、昭和 56 年の一般補償基準妥結の影響もあり、平成 15 年までの 23 年間に 955 人が離村することとなった。

年齢別人口構成をみると、65 歳以上の高齢者比率は令和 2 年国勢調査で 48.3%と 10 年前の 43.1%と比較して急速に高齢化が進んでいる。一方、15 歳未満の子どもの比率は 7.7%と 10 年前の 8.5%と比較して大きく減少しており、県内で最も少子高齢化が進んでいる。

また、令和 7 年 4 月現在の児童数は 24 人、生徒数は 8 人である。少子化の影響により統廃合が進み、平成 7 年には、当時 7 校あった中学校の本校分校を 1 校に、小学校も平成 23 年 4 月に 1 校となっている。

義務教育以外では、県立高校の分校が昭和 47 年に設置されたが、開校当時から比較すると生徒数は激減している。なお、道路状況の改善等により生徒のほとんどが村外からの通学者となっている。

本村の就労の場は建設業及び林業が主であり、平成 16 年にオープンした「道の駅 子守唄の里五木」や平成 31 年 4 月にオープンした溪流ヴィラ ITSUKI の運営に U・I ターン者が採用されるなど新たな雇用が生まれているものの、依然として就労の場の確保が課題である。

オ 産業構造の状況

本村においては、令和 4 年の村内総生産額に占める建設業の割合が 41.7%と、本村の産業が建設業に支えられていることがうかがえる。

林業については、建設業に次ぐ主要産業であり、生産額も安定しているものの、国産材の価格低迷と有害鳥獣による食害・剥皮被害により従事意欲の低下を招いているとともに、従事者の高齢化、後継者不足により、就業者数が年々減少傾向にある。

農業については、耕地面積は総面積の 1%未満であり、産業別村内総生産も 1%にも満たず、認定農業者は 1 戸にとどまっている。

商業は、村内に小規模な店舗が点在している。そのほとんどが飲料品や日用雑貨の小売業である。過疎化による人口の流出、交通環境整備に伴う村外への購買力流出により経営は極めて厳しい状態にある。

観光面では、全国的な知名度を誇る「五木の子守唄」に加え、あらゆるソフト施策、生活基盤整備に取り組んできた成果により、平成 19 年以前は観光客数が約 8 万人で推移していたが、平成 20 年度以降は約 15 万人を推移している。令和元年は 16.8 万人であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大及び令和 2 年 7 月豪雨の影響により、令和 2 年は 12.4 万人と落ち込んだものの、令和 6 年度は 14.8 万人まで回復した。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本村における人口、世帯数をみると、明治 5 年に人口 2,819 人との記録があり、昭和 30 年代後半までは漸増を続け、昭和 35 年国勢調査においては 1,289 世帯、6,161 人を示している。しかし、その後は、昭和 38 年から 3 年連続して発生した豪雨災害と高度経済成長時の産業構造の変化による過疎化により急激な減少を示し、さらに、川辺川ダム建設による水没予定地の村民の村外移転も急激にすすんだ。昭和 50 年には 1,004 世帯 3,507 人、平成 2 年は 657 世帯 1,964 人、平成 12 年は、582 世帯 1,530 人、平成 22 年には 503 世帯 1,205 人、令和 2 年は、420 世帯 931 人（以上、国勢調査データ。）となっており、一頃の減少率ほどではないが、過疎化や少子高齢化の影響は続いており、人口、世帯数ともに県内で最も少ない団体となっている。

本村の産業別就業者割合は、昭和35年に第一次産業78.7%、第二次産業5.7%、第三次産業15.6%、平成7年に第一次産業25.4%、第二次産業27.2%、第三次産業47.4%、平成17年には第一次産業15.8%、第二次産業25.5%、第三次産業58.7%、令和2年には第一次産業20.1%、第二次産業19.5%、第三次産業60.5%の割合となっている。

このように、従来本村の基幹産業であった、第一次産業である林業については、木材価格の低迷が続いており、就業人口が減少傾向にあり、高齢化及び後継者不足による労働力の低下が問題となっている。第二次産業の建設業については、社会基盤整備や川辺川ダム建設関連事業等により、本村の総生産額ベースで約3割を占める基幹産業へと成長した。しかし、最盛期を過ぎたダム関連事業は平成14年度以降減少傾向にあるが、新たな川辺川の流水型ダム建設計画による令和9年度の本体工事及び関連工事開始により、一時的ではあるものの、当面の間、建設業を中心とした雇用創出が期待される。

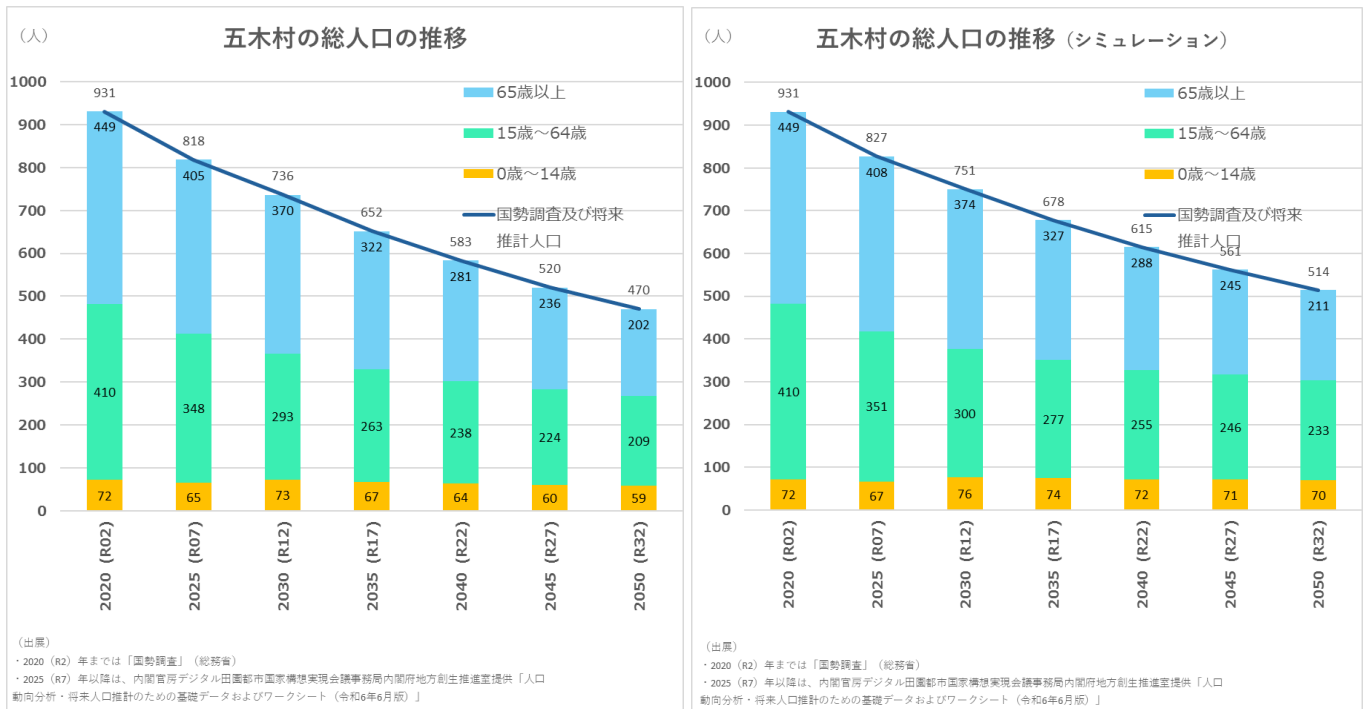
今後は、既存の就労の場である建設業と地場産業である林業の復活と安定を図り、併せて地域資源を活用した観光産業を中心とした新たな就業の場の創出が急務である。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年			昭和50年		平成2年		平成12年		平成22年		令和2年※	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,161	人 3,507	% △43.1	人 1,964	% △44.0	人 1,530	% △22.1	人 1,205	% △21.2	人 931	% △22.7		
0歳～14歳	2,478	931	△62.4	349	△62.5	203	△41.8	102	△49.8	72	△29.4		
15歳～64歳	3,287	2,135	△35.0	1,224	△42.7	822	△32.8	584	△29.0	409	△30.0		
(a) うち 15歳～ 29歳	1,210	523	△56.8	204	△61.0	126	△38.2	93	△26.2	68	△26.9		
(b) 65歳以上	396	441	11.4	391	△11.3	505	29.2	519	2.8	446	△14.1		
(a)/総数 若年者比数	% 19.6	% 14.9	—	% 10.4	—	% 8.2	—	% 7.7	—	% 7.3	—		
(b)/総数 高齢者比率	% 6.4	% 12.6	—	% 19.9	—	% 33.0	—	% 43.1	—	% 47.9	—		

※総数には、年齢不詳者数を含む。

表1-1(2) 人口の見直し



社人研の市区町村別の将来人口推計に基づき、仮定によりシミュレーションをした結果、五木村の将来人口推計はシミュレーション（社人研準拠推計を基礎に合計特殊出生率が2030年までに2.0%、2035年までに2.10%に回復した場合）で2050年に514人となる。

(3) 行財政の状況

ア 行政の現状と問題点

本村においては、令和5年度まで「ダムによらない村づくり」を進めてきたが、令和2年7月豪雨により川辺川の流水型ダム建設計画が再浮上し、再び「流水型ダムを前提とした村づくり」に大きく方針転換がせまれ、今後の本村の振興計画等の大幅な見直しをしなければならない状況に置かれている。

イ 財政の現状と問題点

本村の実質公債費比率は、平成22年度15.4%、令和2年度7.6%、令和6年度12.5%、また、経常収支比率は、平成22年度87.7%、令和2年度86.1%、令和6年度92.2%であり、既に借り入れた地方債（村債）の元金償還の本格化及び地方交付税等の増減に大きく影響される財政構造にあることに変わりなく、財政の硬直化は改善していない。

なお、本村においては、川辺川の流水型ダム建設に伴う新たな村づくりが求められており、今後、財政的にも厳しい局面を迎えるものと思われる。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	3,867,942	3,433,222	3,525,950	4,402,279
一般財源	1,494,759	1,621,865	1,917,768	2,381,995
国庫支出金	1,213,267	328,490	632,918	747,342
都道府県支出金	506,094	754,433	267,532	650,551
地方債	206,788	211,651	605,946	490,241
うち過疎対策事業債	82,800	124,200	155,200	378,300
その他	447,034	516,783	101,786	132,150
歳出総額 B	3,621,875	3,029,818	3,175,996	4,168,964
義務的経費	848,343	772,650	734,815	867,297
投資的経費	1,688,194	1,081,484	1,157,902	1,701,867
うち普通建設事業	1,681,816	933,802	724,301	616,515
その他	1,085,338	1,175,684	1,283,279	1,599,800
過疎対策事業費	540,001	553,904	444,292	604,607
歳入歳出差引額 C (A - B)	246,067	403,404	349,954	233,315
翌年度へ繰越すべき財源 D	32,049	86,166	33,790	33,791
実質収支 C - D	214,018	317,238	316,164	199,524
財政力指数	0.18	0.16	0.22	0.21
公債費負担比率	18.3	13.9	13.0	16.0
実質公債費比率	15.4	9.2	7.6	12.5
起債制限比率	-	-	-	-
経常収支比率	87.7	91.8	86.1	92.2
将来負担比率	25.0	-	-	-
地方債現在高	2,965,706	2,288,465	3,483,681	3,643,314

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和6年度末
市町村道						
改良率 (%)	17.5	19.0	31.1	55.6	59.2	59.9
舗装率 (%)	54.3	68.2	75.1	88.9	90.8	90.9
農道						
延長 (m)	8,172.00	9,374.00	9,044.80	9,044.80	9,044.80	9,044.80
耕地1ha当たり農道延長 (m)	34.5	43.4	56.2	67.0	71.0	75.0
林道						
林野1ha当たり林道延長 (m)	2.50	3.90	5.14	5.20	5.27	6.06
水道普及率 (%)	42.8	46.0	41.7	41.8	49.2	53.1
水洗比率 (%)	-	-	27.8	84.9	88.0	90.0
人口千人当たり病院	-	-	-	-	-	-
診療所の病床数 (床)	5.0	-	-	-	-	-

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本村は、昭和 30 年代から始まったエネルギー革命を中心とする産業構造の変化、更には川辺川ダム建設計画による水没予定地の村民の村外移転により、急激な人口流出が続き、他市町村よりも早く少子高齢化社会を迎えた。このため早くから保健、医療及び福祉の向上並びに定住促進や少子化対策に取り組んできたが、人口の減少に歯止めがかからず、特に本村の中心部である頭地地区以外のほとんどの地域は、住民の多くが高齢者となり、集落機能の維持が困難な状態にある。

過疎化と川辺川ダム問題の影響により、「著しい人口減少」「地域活力の低下」「生産機能と生活環境の整備の遅れ」が目立つことから、引き続き総合的かつ計画的な対策を実施することにより過疎地域の特性を活かした地域づくりを目指していく必要がある。

直面する重点テーマは「流水型ダムを前提とした村づくり」である。昭和 41 年の計画発表以来約 60 年が経過する中、国や県の対応が二転三転し、結果としてダム建設計画が進む中において本村としてはその計画の内容を踏まえた新たな村の振興に取り組む必要がある。

本村は、「五木の子守唄」に唄われているように優れた“山・川・里の恵み”を受けながら、先人が残してくれた独特の文化や伝統を有している。特に「五木の子守唄」は全国的にも知られており、これと“山・川・里の恵み”を効果的に活用し、観光入り込み客の増大につなげていく。また、本村の面積のほとんどが山林であり、第一次産業のうち、農業は生産性が低く、林業は国産材の価格低迷により、いずれの産業のみでは村民の生計が困難であることから、観光産業との連携を強化することで、特産品開発や流通開拓、技術的援助等により商品の高付加価値化を図っていく。

土地利用では、豊かな森林資源をはじめとする総合的な調整のもとで進め、災害防止や環境保全、景観形成に配慮して、限りある資源の高度利用に努めることを基本的な方向とする。

近年、自然環境保全や景観に対する意識が高まり、中山間地域が持つ魅力が見直されており、村土が村民にとってかけがえのない共有財産であるという認識の下に景観の保全と形成を図り、新しい活力と魅力に満ちた景観を形成し、誇りと愛着のあるふるさとの構築を推進し、積極的に景観の保全と整備を図っていく。

このような観点の下に、本村の新しい村づくりにおいては、地域資源の利活用による観光産業は不可欠であり、観光を中心とする産業創造型の経済運営による活性化を図り、所得の増加に努める。今後もこれまでに策定した、「第 6 期五木村基本構想」、「五木村振興計画（後期基本計画）」、「“ひかり輝く”新たな五木村振興計画」の方針に基づきながら、さらに令和 8 年に改訂した、将来に向けた計画的なむらづくりを展望するための方向性を示した「五木村人口ビジョン」と、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を位置づけた「五木村地方創生総合戦略」も踏まえ、本村が抱える「流水型ダムを前提とした村づくり」をはじめとする地域課題解決のため、各種施策に取り組み、「自立した地域づくり」を進めていく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

令和 8 年 3 月に策定した人口ビジョンにおいて令和 12 年の人口規模を 751 人と設定し、必要な政策を推進する。

イ 財政力に関する目標

成果指標	現状値	目標値
① 経常収支比率	92.2% (R6)	90.0% (R12)
② 村税の徴収率	99.9% (R6)	100% (R12)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

ア 評価時期

事業完了後の翌年度に評価を実施する。

イ 評価手法

五木村再生総合行政審議会など附属機関による評価を行い、地域の持続的発展のための基本目標に対して、計画とともに公表を行う。各施策分野については、着実な計画の推進を図るため事業の進行管理を行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等総合管理計画における基本的な考え方

第1節 基本的な方針

[公共施設]

今後、新規建設時には、少子高齢化などに起因する人口構造の変化等、社会環境の変化も視野に入れ、適正な用途・規模・量の検討を進める。その際には、複合化や集約化も検討し、施設保有量の適正化を図る。

既存の公共施設については、利用需要の変化に応えるとともに住民サービスの充実やコスト削減を図るなど、最大限に有効活用する。

また、安全・安心かつ長期的に公共施設を活用できるよう、可能な限り長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な改修・更新に取り組む。

[インフラ施設]

道路や橋りょう、水道管、排水管といった、種別ごとの整備状況や老朽化度合いを調査し、優先順位を検討した上で新規建設や改修・更新を平準的に実施する。

既存のインフラ施設については、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び維持管理費の縮減に取り組む。

また、安全・安心かつ長期的にインフラ施設を活用できるよう、可能な限り長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な改修・更新に取り組む。

イ 本計画との整合性について

本計画においても、五木村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進する。

2 移住定住、地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

ア 移住・定住・地域間交流の促進

少子高齢化の進行により、全国的に人口減少社会へ移行しているが、本村のような過疎地域においては、急速に人口減少が進んでおり、その対策は急務となっている。

これまでの施策に加え、移住・定住人口を増加させることは、本村として最優先に取り組まなければならない課題となっている。

このような中、近年では、生活環境意識の変化により、都心部から地方への移住を検討される若年層が大幅に増えている傾向にあり、地方への興味関心が高まっている状況である。

本村においても、全国各地より移住希望の問い合わせが増加しており、住宅等の確保や情報発信等、ソフト、ハード両面からの移住者受け入れ体制を、今以上に強化する必要がある。

イ 人材育成

地方から都市への人口流出の歯止めがかからず、村内の労働力や地域を支える人材確保と育成は喫緊の課題となっている。

また、本村では、担い手不足による集落機能が著しく低下し、集落自体の存続が懸念される事態も生じている。集落機能を維持するためにも、地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流の促進

移住・定住促進のため、本村の自然環境の魅力や子育て支援等生活に必要な充実した支援制度の周知を積極的に発信した上で、現在運営している空き家バンクの登録数の増加を図るため、点在する空き家の発掘や空き家を有効活用した住宅整備等の検討を行うとともに、移住後の新生活に困らないような就業斡旋や地域コミュニティへの参加のサポートの充実も併せて図っていく。

また、問合せや内覧、移住体験ツアーの希望件数も増加していることから、行政だけでは対応ができない移住希望者への手厚い支援等を行うため、専門的知識を有するアドバイザーの活用等の検討や専門的知見を生かした対応が可能な民間へ業務を委託することとしている。

イ 人材育成

地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合などで外部人材を積極的に活用することで、集落機能の維持と地域力の向上を図ることにより、新たな地域の担い手の確保、育成を促進していく。

目指す指標

項目	現状	目標
	令和6年度(2024年)	令和12年度(2030年)
空き家バンク登録戸数	2戸	10戸
移住者数(累計)	13人	20人

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住・定住促進事業	五木村	
		空き家バンク清掃助成事業	五木村	
		空き家バンク改修・修繕事業	五木村	
		特定地域づくり事業	五木村	
	地域間交流	地域づくり活動支援事業	五木村	
	人材育成	人材育成のための研修助成	五木村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

五木村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進する。

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

ア 農業

農業従事者の高齢化が進み、担い手及び後継者不足から耕作放棄地が問題となっており、抜本的な対策を図る必要がある。

イ 林業

本村の94%を森林が占めており、林業は村の主要産業である。戦後植栽された森林が伐採時期を迎えているが、人口減少により林業従事者も減少しており、担い手の確保と育成が課題となっている。また、長引く国産材の価格低迷による森林所有者の林業離れが生じていることから、森林組合や林業事業体の育成、森林所有者の所得増につながる高付加価値化が求められている。

昨今の異常気象による集中豪雨や台風による森林被害も多く、治山・治水・自然環境の保全など機能を維持していく上で、間伐を中心とした森林整備が必要である。

また、シカによる剥皮被害や、シカ、ウサギによる造林地における植栽木への食害は、被害防除に対する林業生産コストの増大や森林所有者の経営意欲の低下を招き、深刻な問題となっている。

特用林産物の椎茸は、価格変動に対する村の助成措置により、ここ数年生産量が増加傾向にあるが、サル被害により生産者の意欲低下を招き、新規参入を妨げる要因となっている。

ウ 商工業

本村の商業は、地元顧客の飲料品や日用雑貨の小売販売を目的とする個人経営の零細規模商店が中心であり、従業員もほとんどが家内労働である。

商工会による経営改善指導もなされているが、流通経済圏の拡大により、人吉市や八代・宇城圏の都市部に消費行動が移行している。

今後は、村民の高齢化に伴い、移動が制限される村民の増加が見込まれ、個人経営の商店のニーズがますます高まることが想定され、商店を維持する施策を行うとともに、観光対策と併せた村外の消費者集客による購買量の増加を図ることが求められている。

本村の工業は、保有資源や流通上の制約から小径木加工や生コン製造が主で、全産業に占める事業所の数の割合は小さい。新規の企業進出は、都市部から離れており、地理的な面からあまり期待できないため、農林産物の加工場建設による地場産業の振興を図る必要がある。

エ 情報通信産業その他の産業

本村では、情報通信産業その他の産業など近年の情報化の推進に伴う新たな産業の立地及び誘致はない。

新たな産業については、立地に際し、地理的な要因が少ないことや、工場等のような大規模な用地を必要としないため、本村としても立地が期待されることから、移住・定住促進とあわせ、積極的な誘致を図る必要がある。

オ 観光業

本村は、「五木の子守唄」の発祥の地であることから全国的な知名度も高く、渓谷や紅葉等の観光資源も豊富である。しかし、観光客のそのほとんどは、日帰りの通過型の観光となっており、滞在型観光ルートの開発が課題となっている。

また、近年は、観光ニーズの多様化により新たな視点での観光開発が求められており、従来の団体での「見る観光」から、個人やグループでの「参加・体験型の観光」に変化してきており、グリーンツーリズムでの農家民泊・農業体験・田舎暮らし等の「参加・体験型の観光」により、従来の通過型から滞在型への変化を促し、観光客の増加と併せ地域への経済効果波及も図る必要がある。

(2) その対策

ア 農業

本村の地域特性を活かした兼業による生産が可能な作物（くねぶ・ニンニク・ソバ等）を中心に、農業関係団体等と連携し、専門的知識を有するアドバイザーの研修や技術指導により特産品の開発など作物の質の向上及び所得の増加を行うことで、担い手及び後継者の確保を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

イ 林業

本村の林業は、木を伐って丸太を市場に運搬する木材生産が主であり、長引く木材価格の低迷で森林所有者の所得が減少し、山林の適正な整備が行われていない。戦後植栽した森林が伐期を迎える中、計画的な伐採・再造林等を行う環境を整備することは、森林構成の平準化につながり、森林所有者の所得の増と国土保全が期待できることから、ドローンを活用した作業の効率化などICT技術を活用した労働環境の改善等についても検討していく。

また、住宅着工件数は年々減少しているが、「森林で自立する村づくり」をめざした産直住宅の取り組みが、村内はもとより県内外の関係者でネットワークを構築し、五木ブランドの確立を図るとともに、市場に左右されにくい新たな流通システムを構築し、真の森林所有者の所得向上につなげることで、林業従事者の確保を図る。

森林は木材生産の場であるとともに、国土保全機能や水源かん養、生活環境保全等の公益的な機能を有し、日常生活にも欠かせないという認識の下に、森林資源の循環利用と適正な森林管理を行うために、引き続き、林道・森林作業道の整備や再造林、間伐を実施していく必要があり、効率的な森林施業を実施するとともに、森林経営計画を充実させるため、森林施業プランナーや森林整備員の人材の確保を図る。また、経営・管理が行われていない人工林については、森林経営管理制度を活用した適切な森林管理を推進する。

また、森林被害を防止するため、継続して有害鳥獣の捕獲と鹿ネット等による防護対策を講じるとともに、ICT技術を活用したセンサーによる捕獲についても検討していく。

特用林産物については、クヌギの活用を図る椎茸生産による取り組みを継続し、サルのほか場への侵入を防止する網等の設置を推進し、生産者の所得増加と新規参入につなげていく。

ウ 商工業

商業では、消費者人口が少なく、集落が広大な面積に分散するため、小規模商店の経営はかなり厳しい状況であるが、コミュニティバスのバス停を設置する等、村民が購入しやすい環境をつくり、個人経営の商店の売上維持に引き続き努めていく。

工業では、観光産業と連携した農林水産物の加工施設整備による地場産業の振興を行うことで、就労の場の確保を図る。

エ 情報通信産業その他の産業

ワークライフバランスの広がりとともに、地理的な要因の影響が少ない情報通信産業については、地方へ拠点を移す企業が増加していることから、移住・定住促進と同様に、本村の自然環境の魅力や子育て支援等生活に必要な充実した支援制度の周知を積極的に発信した上で、現在運営している空き家バンクの登録数の増加を図りながら、オフィスとして活用可能な物件の発掘を行い、地域コミュニティへの参加のサポートの充実も併せて図っていく。

また、行政だけでは対応ができない誘致企業への手厚い支援等を行うため、専門的知識を有するアドバイザーの活用の検討や専門的知見を生かした対応が可能な民間へ業務を委託することとしている。

さらに、より充実した情報通信環境の整備も求められていることから、誘致企業のニーズを踏まえた情報通信インフラの拡充についても検討していく。

オ 観光業

近年は、観光ニーズの多様化により新たな視点での対応が求められていることから、今後は情報発信や受入れ体制

の強化、観光拠点の整備、人材の育成等に取り組む必要がある。

また、水没予定地も活用したバンジージャンプやカヤック、トレッキング、フットパス等のアウトドアスポーツやグリーンツーリズム、専門的知識を有するアドバイザーやICT技術を活用した新たな観光施策等、本村ならではのプログラムを構築し、既存の観光資源も組み合わせた滞在型観光を目指し、集客を図っていく。

目指す指標

項目	現状	目標	
	令和6年度(2024年)	令和12年度(2030年)	
観光入込客数	147,742人	200,000人	
宿泊者数	3,854人	4,500人	
五木村ファンクラブ累計会員数	302人	500人	
森林整備員数	48人	60人	
農林水産物出荷額	39,196千円	45,000千円	
有害鳥獣駆除頭数	鹿	1,417頭	1,700頭
	猿	20頭	30頭
	猪	293頭	250頭
起業者及び誘致企業数	2件	2件	
特産品開発数(道の駅)	0件	4件	
新規販路商談数	13件	20件	

(3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	農林産物活性化事業	五木村	
	林業	産直材、産直住宅の普及推進	五木村	
		特産林産物生産支援事業	五木村	
		有害鳥獣被害対策事業	五木村	
		森林環境保全整備事業	五木村	
		間伐等森林整備促進対策事業	五木村	
		造林事業	五木村	

	(4)地場産業の振興 生産施設・加工施設	加工品等商品開発及び販路拡大事業	五木村
	(9)観光又はレクリエーション	道の駅周辺施設改修事業	五木村
		端海野キャンプ場施設解体事業	五木村
		大滝公園整備改修事業	五木村
		大通峠公園改修事業	五木村
		横手公園改修事業	五木村
		観光施設等おもてなし向上事業	五木村
		白滝公園落石対策事業	五木村
	(10)過疎地域持続的発展 特別事業 その他	道の駅指定管理事業	五木村
		商工業経営持続化支援事業	五木村
		商工会助成金	五木村
		観光施設維持管理事業	五木村
		観光宣伝事業	五木村
		五木の祭り助成事業	五木村
		観光振興業務助成事業	五木村
企業誘致関連調査事業		五木村	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
五木村全域	①製造業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	
	②旅館業		
	③農林水産物等販売業		
	④情報サービス業等		

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

ウ 他市町村との連携

産業振興において周辺市町村との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

五木村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進していく。

4 情報化の推進

(1) 現状と問題点

平成 22 年度に村内全域を光ファイバーによる高速大容量通信網で結び、ブロードバンドへの対応や地上デジタル放送への移行などを実施したことで情報通信基盤の地域格差は解消され、医療・福祉等の分野へのケーブルテレビの活用、I P 電話等、若者の定住促進や防災情報の提供など安心して住み続ける環境の整備に努めている。

また、携帯電話のエリア拡大については、民家のある全ての集落で利用が可能となったが、特定のキャリアに限定していることや依然として不通のエリアもあることから、特に林業従事者からエリア拡大を望む声がある。本村の光ファイバー網を活用した音声告知放送は、I P 告知システムを利用してサービスを提供しているが、構成する機器、ソフトウェアがサポート期間終了により、機器の交換対応及びソフトウェアのサポート対応が不可となる。

このように、今後も村民全体が情報化の恩恵を快適に享受できるよう機器更新等の整備を図っていくが、目まぐるしく変化する機器装置は特に高齢者の操作が困難であるので、その都度説明会や個別の支援策を実施していく必要がある。

(2) その対策

I P 告知システム更新においては、デマンド交通等その他行政サービスに対応・反映可能なシステムを考慮する。また、携帯電話のエリア拡大については、エリアの拡大とともに、5 G に対応したエリア設定についても検討する。

また、防災行政無線のデジタル化により、屋外拡声子局からの情報発信が可能となったが、令和 2 年 7 月豪雨災害において降雨中は聞き取りにくいとの課題があったため、住民一人ひとりに情報が行き届くよう戸別受信機を全世帯及び事業所等へ設置する。

防災用河川監視カメラについては、大雨警報等発表において五木村 H P とケーブルテレビにて状況を放映していたが、夜間視聴において不鮮明であるため、暗視対応に改修する。

光ファイバー網については、村内全域をカバーしているが、より高速・大容量の通信回線を必要とする遠隔授業や遠隔医療等双方向通信の需要が高まっていることから、回線の利用状況等を調査した上で、必要な対策を図っていく。

目指す指標

項目	現状	目標
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 12 年度 (2030 年)
村インターネット加入件数	297 件	320 件

(3) 事業計画 (令和 8 年度～令和 12 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化 のための施設			

	告知放送施設	情報通信基盤改修事業 (IP 告知システム改修)	五木村	
	防災行政用無線施設	デジタル防災行政無線戸別受信機整備 事業	五木村	
	その他の情報化のための施設	携帯電話等エリア整備事業	五木村	
	(2)過疎地域持続的発展特 別事業	防災用河川監視カメラ改修事業	五木村	
	その他	ケーブルテレビ共架料等の維持管理	五木村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

五木村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進していく。

5 交通施設の整備及び交通手段の確保等

(1) 現状と問題点

本村の道路網は国道 1 路線、県道 4 路線、村道 102 路線となっている。

基幹となるのは、村を南北に縦貫する国道 445 号及び八代市東陽町を經由し氷川町の国道 3 号に接続する主要地方道宮原五木線である。さらに一般県道 3 路線が支線となり、それに各村道が分岐している。

また、国道 445 号における九折瀬～神屋敷区間の九折瀬橋が開通したことにより道路アクセスが改善されたが、一部未整備区間があり、大型車両の通行に支障となっている。

一方、主要地方道宮原五木線については、頭地大橋の開通及び大通峠区間の整備に伴い、熊本方面からの大型車両の通行が可能となり、宮崎県及び鹿児島県への観光ルート経由地の固定化が図られ、本村の振興はもとより、県南地域の経済流通の拡大等に寄与している。

その他の一般県道や村道については、幅員が狭小で路肩決壊・法面崩壊・落石等の危険箇所が多く、また、施設の老朽化も進み、車両の安全・安心で円滑な運行を阻害している。

林道や作業道については、森林整備や木材搬出の面で欠かすことのできないものであるが、一部については生活道路としての役割も備えているため、適正な管理と整備が必要である。

公共交通機関の状況は、本村の中心部である頭地地区と人吉市を結ぶ路線が唯一の運行路線である。しかし運行数も少なく、頭地地区までしか運行していないため、特に高齢者層を中心とした自家用車を所有していない住民にとっては、不便な状況である。このため、平成 27 年度からは村直営のコミュニティバスを運行し、令和元年度には併せてリレーバスを運行し、村民の利便性の向上は図られたが、いわゆる空バス状態が発生することが課題となっている。また、路線バスについても赤字路線であるため経由地である近隣自治体と協力して補助を行うことで路線の維持を図っている。

また、タクシー事業者については、村内事業者が廃業して以降、村民の交通手段を確保するため、村外の事業者に対し、村内に駐在してもらうための費用について補助を行っている。

さらに、村内に鉄道は運行していないが、球磨郡市 10 市町村で一体となって観光振興を図っていることから、人吉市から湯前町間を運行する第三セクターくま川鉄道に対して経営安定のための補助を行っている。

(2) その対策

国道 445 号及び主要地方道宮原五木線は、本村と都市圏を結ぶ基幹道路であり、産業・経済・文化の発展にも重要な路線であるため、国道 445 号の一部未整備区間の早期完成が必要である。また、一般県道についても、離合箇所の設置や適切な維持管理等について、地域住民の意見も踏まえて道路管理者である熊本県へ要望を引き続き行っていく。

村道については、特に基幹道路と集落間の改良事業等を行い、災害時に孤立するような事態を回避すべく、災害に強い道路を念頭に整備を図っていく。

公共交通機関については、路線バスの経由地である近隣自治体と協力して路線を維持し、それ以外の地域についてはコミュニティバス等の運行により、住民の利便性の確保に努めるとともに、特に高齢者層の立場から、生活ニーズに即した交通網の整備を図る。また、コミュニティバス等の運行については、専門的知識を有するアドバイザーや I C T 技術を活用した運行等によるデマンド交通についても検討していく。

また、タクシー事業者については、デマンド交通の検討を踏まえ、村内駐在の必要性について引き続き検討してい

く。

さらに、くま川鉄道に対しては、今後、令和 2 年 7 月豪雨を踏まえた第三セクターの在り方が大きく変わることから、関係市町村の動向を注視し、引き続き支援に向けた予算の確保を図っていく。

目指す指標

項目	現状	目標
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 12 年度 (2030 年)
村道橋梁改良数 (全 37 橋)	17 橋	23 橋
村道防災改良数 (全 76 路線)	63 路線	66 路線

(3) 事業計画 (令和 8 年度～令和 12 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設、 交通手段の確保	(1)市町村道	村道折立線道路改良工事	五木村	
		村道九折瀬線道路改築工事	五木村	
		村道平野線道路改築工事	五木村	
		村道梶原線道路改築工事	五木村	
		村道鳶山線道路改築工事	五木村	
		村道白岩戸線道路修繕工事	五木村	
		村道大通線道路修繕工事	五木村	
		村道端海野線道路修繕工事	五木村	
		村道橋梁長寿命化修繕工事	五木村	
		村道橋梁定期点検業務	五木村	
		村道トンネル長寿命化修繕工事	五木村	
		村道トンネル定期点検業務	五木村	
		村道維持管理	五木村	
	(3)林道	林道八重線改良工事	五木村	
		林道相良五木線改良工事	五木村	
		林道浪人越線改良工事	五木村	
		林道空舎線改良工事	五木村	
		林道下梶原線舗装工事	五木村	
		林道・森林作業道維持管理	五木村	
		林道橋梁定期点検業務	五木村	
		林道瀬目下谷線開設工事	熊本県	

	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 公共施設維持	デマンド交通検討事業 タクシー運営補助 くま川鉄道維持・存続	五木村 五木村 五木村	
--	---	--	-------------------	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

五木村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進していく。

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

ア 水道施設

本村の簡易水道施設は、頭地、宮園及び小鶴の 3 地区であり、他の地区については簡易給水施設として整備されている。

簡易水道施設は村で管理しているが、簡易給水施設については、地区で管理する必要があることから、施設の老朽化と併せて住民の減少に伴い維持管理が困難になることが予想される。

イ 生活排水処理施設

生活排水処理施設については、川辺川ダム事業の代替地造成工事に併せて頭地地区と下谷地区に生活排水処理施設が整備され、宮園地区では農業集落排水事業により整備されている。これ以外の地区については、浄化槽設置事業により整備されつつある。

ウ ごみ処理、し尿処理、火葬場

いずれも人吉球磨広域行政組合において人吉球磨 10 市町村の共同処理する事務としている。

本村の場合、各施設までの距離があるため搬送コストの負担が高くなっている。

エ 消防施設

本村には、常備消防として人吉下球磨消防組合の北分署が配置されている。非常備消防としての消防団組織は、過疎化と高齢化により、年々団員数が減少しており、定数を下回る状態が続いていたため、平成 24 年度に 6 個分団部制から 4 個分団部制に再編を行っている。

また、平成 26 年度から平成 27 年度の 2 か年で、小型動力ポンプ付積載車を全分団（部）に配備し、機能の強化に努めている。

オ 公営住宅

本村には、村内 7 箇所に公営住宅団地がある。住宅については、老朽化に伴う建替えや川辺川ダム事業による移転建替え等により比較的新しく、子育て世帯や高齢者層を中心に入居がある。一部の住宅では老朽化が進んでおり、中心地からも離れているため、改修を含めて今後の活用を引き続き検討する必要がある。また、高齢化が進む小規模集落が点在しており、集落再編や拠点化を進めるうえでは、公営住宅の整備が必要であるが、村民のニーズや用地確保などの課題も多い。

(2) その対策

ア 水道施設

簡易水道施設は、計画的な更新や耐震化、適切な維持管理に努める。また、森林荒廃による濁水及び老朽化が目立つ簡易給水施設は、浄水施設の設置・改修等の対策により、安定した水の供給を確保していく。

イ 生活排水処理施設

生活排水処理については、農業集落排水事業で整備した宮園地区において、全家庭からの接続が済んでおらず、生活排水処理の重要性等を P R し接続率の向上を図る。また、浄化槽の設置についても国の循環型社会形成交付金や県の浄化槽整備事業補助金を活用しながら引き続き推進を図っていく。

ウ ごみ処理、し尿処理、火葬場

搬送コストの削減については地理的条件により難しい課題であるが、ゴミ減量化を強力に推進することで組合負担金を軽減するよう努める。併せて、ごみ収集に係る設備を計画的に更新することにより、安定した廃棄物処理に努める。

工 消防施設

消防署と消防団の連携を強化し、消防防災体制の充実強化を図る。また、自主防災組織の育成を図り訓練等の実施を促進していく。

また、所在不明者の捜索等へのドローンの活用についても、今後検討を進めていく。

オ 公営住宅

老朽化している住宅について、需要動向を見極め安心して住み続けられる居住環境を維持、整備する。集落再編や拠点化を進めるうえでの公営住宅の整備及び移転対象者への支援については引き続き検討を進めていく。

目指す指標

項目	現状	目標
	令和6年度(2024年)	令和12年度(2030年)
水洗化率	89%	95%
資源ゴミ回収率	16.7%	23.0%

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設	簡易給水施設改修事業(日当第一)	五木村	
		簡易給水施設改修事業(端海野)	五木村	
		簡易給水施設改修事業(八原)	五木村	
		簡易給水施設改修事業(入鴨)	五木村	
		簡易給水施設改修事業(平瀬)	五木村	
		簡易給水施設改修事業(椎葉)	五木村	
		簡易給水施設改修事業(梶原)	五木村	
		簡易給水施設改修事業(小椎葉・椿)	五木村	
		簡易給水施設改修事業(土会平)	五木村	
		(2)下水処理施設 その他	浄化槽普及推進事業	五木村
	(4)消防施設	消防施設整備事業	五木村	
北分署高規格救急自動車購入事業		五木村		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

五木村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設(建物)及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

ア 高齢者福祉

本村では急激に高齢化が進行しており、さらに一人暮らし世帯、二人暮らし世帯も増加している。本村の人口は、令和2年度の国勢調査で931人となっており、人口構成は、年少人口（0歳～14歳）が72人で7.7%、生産年齢人口（15歳～64歳）が410人で43.9%、高齢者人口（65歳以上）が449人で48.3%と県内で最も少子高齢化がすすんでおり、今後も引き続き、介護保険や保健福祉サービスの対象者の増加が見込まれる。

村内の施設利用としては、保健福祉総合センターでは社会福祉協議会による各種介護保険サービスが提供されており、同センターの2階部分には、高齢や生活環境等のため、自立して生活することに不安のある高齢者が入居できる生活支援ハウスを併設している。更に、宮園交流館の一部を活用した民間企業による小規模多機能型居宅介護事業所を開設している。

また介護予防の推進として、各地域を巡回して実施する地域福祉増進事業（げんぞう会）や脳いきいき教室の他、施設内で日常動作訓練を行う生きがい活動支援通所事業（いきいきデイサービス）や日常生活の援助を行う軽度生活支援事業など、各種の介護予防事業に積極的に取り組んでいる。

今後、総人口及び高齢者人口とも減少が見込まれるものの、平均寿命の延伸に伴い、要介護認定者及び認知症高齢者の増加が見込まれるため、その対策が課題となっている。

イ 児童福祉

現在、独自の子育て支援事業等（高校生までの医療費無料化・学童保育の実施・給食費や修学旅行費用の助成・保育料や副食費の無償化等）あらゆる面から子育て環境の整備や経済的援助等に取り組んでいる。

唯一の保育施設は令和2年4月より民営化され、「いつき保育園」として新たにスタートを切った。少人数の中でも個々の成長をみつめる保育を行っている。

児童の健全育成や虐待防止など、子どもと子育て家庭への支援を、地域住民と民生・児童委員や主任児童委員の協力のもと連携して行っている。児童虐待の早期発見や未然防止、発見後の適切な対応を図るため「要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」を開催し、関係機関・団体とのネットワークの強化に努めている。

しかし、近年の社会傾向である晩婚化や晩産化による出生率の低下に対して、本村の場合は出生する対象年齢者が少なく少子化に拍車をかけている。

ウ 母子福祉、障がい者福祉

母子福祉については、安定した生活と子どもの養育のため、相談や指導といった援護活動を強化していくとともに、制度を活用した援護の充実を更に促進していく必要がある。

障がい者サービスについては、生活介護・施設入所支援や日常生活用具の給付などを行っており、その他のサービスについても関係機関等との連絡体制や技術的な支援体制の整備、充実を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 高齢者福祉

「いつまでも地域と共に自分らしく生きられる村」を高齡者福祉計画と介護保険事業計画の基本理念とし、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築し、介護保険制度を適正に運営しながら、認知症対策や高齢者福祉施策を推進するとともに、見守り支援体制等の課題整理や、グループホーム等の設置の検討を行っていく。

また、げんどう会や脳いきいき教室の開催、シルバー人材センター及び老人クラブへの支援を継続していく。

更に、行政担当部局と警察や消防、福祉関係事業所との情報連携体制を構築し、高齢者を中心とする要援護者に対する生活支援を強化するとともに、ICT技術を活用した見守り支援等の検討も併せて進めていく。

イ 児童福祉

現在の充実した仕事と子育ての両立及び共働き世帯への支援を継続して実施し、移住・定住者等子育て世代の人口増を図ることで、出生率の低下を抑制するよう努める。

ウ 母子福祉、障がい者福祉

母子福祉については、就労の場の開拓、社会的・経済的援助や地域民生委員等との連携を図りながら相談体制のより一層の充実を図っていく。

障がい者福祉においては、できる限り住み慣れた地域で安心して生活し、障がいの有無にかかわらず、共に暮らせる地域社会を形成するため、障がいについて正しい理解を深める教育や啓発などに取り組むとともに、社会参加活動、雇用や福祉的就労の場の確保等に努め、障がい者の自立を更に支援していく。

目指す指標

項目	現状	目標
	令和6年度(2024年)	令和12年度(2030年)
出生数	5人	5人
シルバー人材センター会員数	26人	33人
げんどう会※の参加者数	延781人	延900人
脳いきいき教室の参加者数	延671人	延700人
介護認定を受けていない高齢者の割合	81%	80%

※地域福祉増進事業

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9) その他	高齢者等住宅改造助成事業 高齢者等の移動手手段の確保対策事業	五木村 五木村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

五木村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方にに基づき、公共施設(建物)及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進していく。

8 医療の確保

(1) 現状と問題点

本村の医療機関は、村立の無床診療所（内科・外科・歯科）1箇所のみである。平成23年度から人吉医療センターが指定管理者として運営しており、令和3年4月より内科・外科は週4日、歯科は週3日診療に変更し夜間に医師は常駐していない。救急患者は、村の中心地に配備された人吉下球磨消防組合中央消防署北分署によって救急搬送されているが、救急搬送要請の通報から診療所への搬送完了まで、最も遠い集落では90分もかかることから住民の不安は大きい。重症患者や専門科の診察を要する場合も、人吉市等の医療機関に頼らざるを得ない状況である。

そのため、人吉医療センターの画像ファイリングシステムを活用して、診療所で撮影したレントゲン画像や超音波及び胃カメラの画像データをデジタル化して送信し、同センター専門医的確な診断を即時に仰ぐシステムを構築し、また、住民にとって大きな不安要素でもある重病者の救急搬送については、村内に設置したヘリポートから搬送し時間の短縮に努めている。

(2) その対策

住民が安心して暮らし続ける上で、医療体制の確保は必要不可欠であることから、安定して医師やスタッフが確保できる人吉医療センターとの指定管理契約を今後も継続していく。

へき地医療施設・設備整備費補助事業等を活用し、引き続き医療機器の整備を図り、医療体制の充実に努める。

また、診療所から遠い集落に住む村民の負担を軽減するため、ICTを活用したオンラインでの健康相談や遠隔医療の導入についても人吉医療センターと調整しながら導入について検討していく。

検診事業や保健事業の一層の充実による疾病対策の実施、食改善や健康意識の高揚及び啓発等による健康づくりを検診機関はもとより人吉医療センターなど各医療機関とも連携し推進していく。

目指す指標

項目	現状	目標
	令和6年度（2024年）	令和12年度（2030年）
診療所数	1	1

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設	医療機器等整備事業 診療所空調設備改修事業	五木村 五木村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

五木村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進していく。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア 学校教育

少子化や過疎化の影響により、村内の児童生徒数ともに減少するなか、小学校、中学校それぞれ統廃合を行い、令和8年には新たに義務教育学校として五木学園が開校予定である。なお、村全域が一つの校区であり、主にスクールバスでの通学となり、児童生徒の安全な登下校に寄与しているが運動不足などが懸念される。

また、児童生徒数の減少により複式学級となっている現状を踏まえるとスポーツや学習活動が制約されるなどの状況にある。そのため互いを高めあうための競争意識や普段交流のない人々との意見交換などの機会の少なさが課題である。

イ 社会教育

長寿社会の到来により、村民の文化・芸術・スポーツに対する学習意欲や関心も高まっている。本村では生涯学習の充実やスポーツを通じた他地域との交流を目指しており、村民のニーズを勘案しながら各種講座の開設やスポーツレクリエーション行事を実施している。

しかし、村内に居住する講師の人材不足で多種類の講座を開くことができない。そのため個々に合った生涯学習の提供が難しい。また、行政の援助なしに生涯学習のきっかけづくりや活動の継続に大きな問題がある。

社会体育においても若年層の減少は競技スポーツを中心に郡民体育祭や球磨一周駅伝大会などへの参加が難しくなっている。

(2) その対策

ア 学校教育

豊かな自然環境のなかで「豊かな心と確かな学力をもち、ふるさと五木を大切にするとづくり」という本村の教育の基本理念を実現するため、保育園から高等学校まで所在する利点を生かし、次のとおり施策の取り組みを検討する。

基礎体力の向上のため、社会体育活動でスポーツに触れ合う機会を提供し、また体育協会の部活動を通じてより専門的な競技指導もできる人材育成を社会体育などと共同で実施する。

学力の向上のため、異文化を含む様々な人々と交流できる手段の確保を目的として、本村にある保育園から高等学校まで一貫した外国人英語指導員による対面英語教育を行い、幼年期から青年期までの英語教育の充実を図る。また、ICTを利用した遠隔地とのコミュニケーションを英語などの異なる言語も含めて実施することや、専門性の高い教科について、遠隔授業により高度な教育を享受できる環境の整備を検討する。

郷土愛を育むため、特色ある本村の自然や歴史を学ぶ機会を確保し、水田地帯とは異なる生産形態、文化への理解を深める。

イ 社会教育

村民一人ひとりが主体性をもって、生涯をとおし充実した人生を送るため、各時期に応じた多様な学習機会を提供し、それをきっかけに自ら習得したものをさらに地域へ広めていくような「知の循環型社会」の実現を目指した機会の創設を検討する。

講師不足の解消として、ICTなどを活用した遠隔講座などを開設し、夜間の講座や専門性の高い講座が開設でき、自宅で受講できる仕組みを構築し、より容易に生涯にわたり学び続けることができる学習の場を提供し、多くの選択肢を村民に示すことで個々に合った生きがいを見出せる環境の整備を検討する。

スポーツを楽しむ手段や機会の確保については、個人スポーツや五木の環境に適合したカヤックなどを推進する。また、団体スポーツでは人吉球磨地域の各競技団体と連携し、クラブチームの紹介などを行うことで、日常的に運動を行う村民の数の増加による競技スポーツ人口の増加を図る。

目指す指標

項目	現状	目標
	令和6年度（2024年）	令和12年度（2030年）
児童生徒一人一台パソコン確保	100%	100%
9年生での英検3級合格率	50%	80%
児童のジュニアクラブ加入率	100%	100%
生涯学習講座への参加率	13.1%	5%
スポーツ行事への参加率	6.1%	15%

（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の 振興	(1)学校教育関連施設	学校施設等の環境改良	五木村	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

五木村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進していく。

10 集落の整備等

(1) 現状と問題点

本村は広大な面積に集落が点在しており、県内で最も少ない人口密度（4 人/k m²）となっている。特に中心部である頭地地区以外のほとんどの集落は、過疎化・少子高齢化により、冠婚葬祭や伝統行事、集落内道路・用排水・水道施設の維持管理等、集落の基幹となる機能の維持が困難な状況も見受けられる。

過去において、消滅の危機にあった複数の小規模集落に対し、宅地を新たに造成して集落再編整備に取り組んだ結果、今日まで行政区として機能を維持している集落もあるが、近年では空き家等の増加により生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

集落再編等の必要性が高まる中で、拠点地域における村外からの移住や危機的集落からの転居に対応可能な土地や住宅が不足していることや、現在の住み慣れた土地への愛着等から具体的な取組が進んでいないのが現状である。

(2) その対策

高齢化と併せて今後の集落維持が困難なことが予想されることから、住民の意思を尊重する一方、集落再編の検討を進めるとともに村外からの移住者受入れを促進するため、拠点地域において受け皿となる空き家の住宅整備等、居住環境を整備する。その他、空き家バンクを活用し移住・定住の促進を図る。

目指す指標

項目	現状	目標
	令和 6 年度（2024 年）	令和 12 年度（2030 年）
地域おこし協力隊定住状況（累計）	7 人	15 人

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(3) その他	定住促進住宅整備事業	五木村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

五木村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方にに基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進していく。

11 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

本村は歴史的にも古く、旧石器時代から縄文時代後期の遺跡が埋蔵文化財の調査により明らかとなっている。また、平家の落人が居着いた伝説や多くの文化財が残っており、民俗学的にも貴重な地域である。

「五木の子守唄」をはじめとして太鼓踊りや棒踊り等、郷土芸能も本村の貴重な文化遺産であるが、保存会組織の高齢化や過疎化による後継者不足が深刻であることから、小中学校では総合的な学習の時間等を利用し、五木の子守唄や棒踊りの保存、継承対策に取り組んでいる。

また、人吉球磨に残る中世以来の文化遺産や歴史は日本遺産の認定を受けており伝統芸能もその構成文化財の一つである。各郷土芸能保存会等の団体活動が継続されているものの、主に観光イベントへの出演が披露の場となっている。本村の特徴である山村固有の歴史と文化を地域の誇りとして残していくことが村民の責務であり、後世へ伝えるべき文化や文化財の保存・活用が緊急の課題である。

(2) その対策

本村の歴史や民俗に関わる貴重な文物を収蔵し、内外に紹介する機能や村を訪れた観光客が山村文化を体験する交流施設としての役割も兼ね備えた歴史文化交流施設を十分に活用する。

また、郷土芸能についても日本遺産の構成文化財の一つでもあり、引き続き保存継承への取り組みと披露の場を設けることで保存会や地域の活性化につなげる。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

五木村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進していく。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

本村の恵まれた水資源や森林資源を活用した、太陽光、水力及び木質バイオマス等の再生可能エネルギーを導入する上で有利な環境が整っていたことから、平成 26 年 3 月に「五木村エネルギー政策ビジョン」を策定し、温泉施設の重油ボイラーに替わる木質バイオマスボイラーの導入、福祉避難所 2 施設への太陽光発電設備を整備した。最近では、令和 4 年 3 月に脱炭素社会の実現に向けた「五木村ゼロカーボンシティ 2050」宣言を行い、2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指している。その取り組みの一環として小水力発電所の誘致や P P A（Power Purchase Agreement）※による太陽光パネルの設置などを行って再生可能エネルギーの活用を推進していく。

※ P P A（Power Purchase Agreement）：再生可能エネルギー発電事業者が、発電した電力を企業などに長期間にわたって固定価格で販売する契約のこと。

(2) その対策

全国的な再生可能エネルギーの利用推進の一環として送電系統の空き容量を活用して電源を接続するノンファーム型接続の取り組みが進められており、本村としても発電事業者と協力しながら再生可能エネルギーの活用を推進していく。

目指す指標

項目	現状	目標
	令和 6 年度（2024 年）	令和 12 年度（2030 年）
再生エネルギー発電施設数	0	2

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	小水力発電施設設置事業	五木村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

五木村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進していく。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

川辺川ダム問題等の影響により急激な人口減少や少子高齢化が進み、産業の振興や雇用の確保・創出、所得の向上への対応から、平成 16 年に「道の駅 子守唄の里 五木」をオープンさせ、雇用の創出や生産者の所得向上へ取り組み、情報基盤の整備では、村内に光ファイバーを網羅させ、行政情報をはじめ、防災、移住定住情報の提供を行い、安心して住み続ける環境の整備や移住環境整備を行ってきた。また、公共交通対策として、路線バス路線の路線縮小に伴い、各地域に定期的にコミュニティバスを運行させ、住民の利便性を確保している。

しかしながら、各分野において諸所の取り組みを行っている中に、施設の老朽化、機器の更新等で維持管理費が増加してきている状況である。

(2) その対策

村民の生活に大きく関わってくるものであるため、五木村公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合性を図りつつ、サービス提供の低下につながらないように利用施設及び利用者の状況や地域バランスを考慮し、財政健全化を図り、財源確保に努めていく。

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的発展特 別事業 移住・定住	特定地域づくり事業 移住・定住促進事業 空き家バンク助成事業	五木村 五木村 五木村	移住・定住等施策を推 進することで、本村におけ る人口減少の抑制を図 る。
	地域間交流	地域づくり活動支援事業 人吉高校五木分校通学支援 事業	五木村 五木村	
	人材育成	人材育成のための研修助成	五木村	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 その他	道の駅指定管理事業 商工業経営持続化支援事業 商工会助成金 観光施設維持管理事業 観光宣伝事業 五木の祭り助成事業 観光振興業務助成事業	五木村 五木村 五木村 五木村 五木村 五木村 五木村	商工業及び観光業の支 援を行うことで本村での 雇用先を確保する。

3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	ケーブルテレビ共架料等の維持管理	五木村	情報通信網を維持し、本村中心部から離れた地域への防災情報の提供や遠隔事業等の提供を行い、安心できる生活環境の提供を行う。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 公共施設維持	デマンド交通検討事業 タクシー運営補助 くま川鉄道維持・存続	五木村 五木村 五木村	公共交通機関を維持継続することで、村民の生活の足の確保を図る。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

五木村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建物）及びインフラ施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進していく。



五木村

自然が奏でる子守唄の里